

添付法令資料 3 :

海洋セクターにおけるカーボンプライシングの実施手続に関する2025年1月6日付
インドネシア共和国海洋・漁業大臣規則No. 1 (目次)
同月14日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 カーボンプライシングの実施
 - 第1節 通則 (第2条ないし第4条)
 - 第2節 炭素取引 (第5条ないし第13条)
 - 第3節 成果に基づく支払い (第14条ないし第19条)
- 第3章 測定、報告及び検証 (第20条及び第21条)
- 第4章 記録 (第22条)
- 第5章 温室効果ガス排出削減認証 (第23条)
- 第6章 海洋セクターにおけるカーボンプライシングの実施に対する資金管理 (第24条)
- 第7章 監視及び評価 (第25条)
- 第8章 終則 (第26条)